



基発第1119004号
平成14年11月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労災診療費算定基準の一部改正について

労働者災害補償保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定に用いる労災診療単価は、昭和51年1月13日付け基発第72号通達（最終改正平成14年4月10日、以下「72号通達」という。）記の2に基づき、72号通達別紙1の非課税医療機関については11円50銭とし、その他の医療機関に係るものについては12円とすることとされているところであるが、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された一部の法人等が行う医療保健業にあつては、法人税法（昭和40年法律第34号）第7条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の5の規定に基づき非課税に該当するか否かは当該法人の事業年度終了後に判明するもので、医療機関の労災診療費請求時においては判明し得ない場合があることから、これら医療機関に対する労災診療費の支払に支障が生じているところである。また、法人税法施行令の一部改正に伴い72号通達別紙1に掲げる法人等が変更されたこと等から、72号通達別紙1を下記のとおり改めることとしたので了知の上、関係職員及び医療機関等に対する周知に努めるとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、下記2の改正は、平成15年4月1日以降の診療に係るものから適用する。

記

- 1 72号通達別紙1の1関係
 - (1) 「社会福祉法人（恩賜財団済生会、北海道社会事業協会）」を「社会福祉法人」に改める。
 - (2) 「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

- (3) 「全国社会保険協会連合会」を「(社)全国社会保険協会連合会、(財)都道府県社会保険協会」に改める。
- (4) 「結核予防会」、「公益法人の運営するハンセン病療養所(神山復生病院)」及び「学術の研究を行う公益法人に付随するもの」を加える。

2 7 2号通達別紙1の2関係

「上記1以外の公共法人、公益法人等が開設する医療機関で国税局等に照会の結果非課税医療機関と認められている医療機関」を「上記1以外の法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2の公益法人等が開設する医療機関のうち、診療月の属する会計年度の前々年度(事業年度が会計年度と異なるときは診療月の属する会計年度当初において既に確定申告を行った直近の事業年度)の医療保健業について、当該法人等が非課税医療機関に該当するとして確定申告を行った医療機関及び同法別表第1の公共法人が開設する医療機関」に改める。